

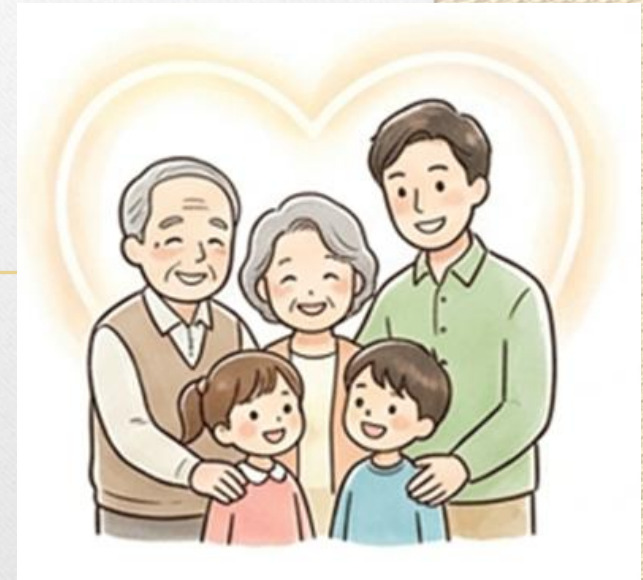
# 共済組合の資格について

保険課 資格調定係

三重県市町村職員共済組合

- 1 組合員資格の取得と種別
- 2 資格の喪失と期間計算
- 3 事務手続き（所属所の実務）

- 
- 4 任意継続組合員
  - 5 マイナ保険証と資格確認書



# 1 組合員資格の取得と種別

## 組合員資格の取得（手引きp. 1）

- 取得の原則：職員となった日から資格を取得します。
  - 権利と義務：取得日から給付を受ける権利が生じ、同時にその月分以降の掛金を負担する義務を負います。
- 職員の範囲
  - 常勤職員、フルタイム会計年度任用職員（2年目以降）に加え、自己啓発等休業者や外国の地方公共団体への派遣者等も含まれます。
- 年齢による制限
  - 70歳以上：厚生年金保険料の負担は不要となります。
  - 75歳以上：後期高齢者医療制度へ加入するため、短期給付（育休・介護休業手当金のみ）や長期給付（退職等年金）等の一部掛金のみ負担となります。



## 短期組合員の適用範囲（手引きp.1-2）

---

- 対象：臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員（1年目）、短時間勤務職員等。
- 判定基準：会計年度任用職員等は、18日以上勤務した月が引き続いて12か月を経過するまでは短期組合員となります。
- 適用除外：2か月以内の期間を定めて使用される者は、組合員にはなれません。

## 2 資格の喪失と期間計算

### 資格喪失のタイミング（手引きp. 3）

---

- 退職・死亡：その翌日に喪失します。
- 他共済への異動：他の組合の組合員となった当日に、前の組合の資格を喪失します（資格の重複を防ぐため）。

### 組合員期間の計算ルール（手引きp. 4-5）

- 原則：取得月から喪失月の前月までを月単位で計算します。
- 同月得喪：取得した月に喪失した場合は1か月と数えますが、同月内に別の公的年金制度（厚生年金等）の資格を取得した場合は除外されます。
- 通算措置：他の市町村や国の共済から異動した場合、前後の期間は合算（通算）されます。

### 3 事務手続き（所属所の実務）

#### 5日以内の迅速な届出（手引きp. 23）

---

- 提出期限：事由発生から5日以内の提出が省令により義務付けられています。
- 組合はデータ受領後5日以内に、情報登録を行う必要があります。
- 内定者への対応：期限を遵守するため、正式な内定通知後であれば、採用日前であっても個人番号（マイナンバー）の提出を求めることが可能です。



# 資格取得の提出書類

## 【全組合員】

---

- KUMIAINデータ(TEXT又はCSVファイル)
- 組合員申告書(資格取得届書)(Excelファイル)
- 個人番号(CSVファイル)

## 【一般組合員のみ(短期組合員は不要)】

- 年金加入期間等報告、基礎年金番号通知書等の写し
- 年金受給権者再就職届書(組合員用)、年金証書の原本

※公務員共済組合が支給する老齢または障害年金の受給権者のみ

組合員申告書(資格取得届書) (手引き p.49)

次長	課長	課長補佐	係長	係
----	----	------	----	---

年  
月  
日

記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

三重県市町村職員共済組合理事長 様

令和●年4月1日

所属所長 職名 □□市長  
氏名 △△ △△

所属所	999 □□市
-----	------------

No.	組合員等番号		取得事由		企業		固定的給与		住所	金融機関		転入前所属所・番号		翌月払い
	組合員氏名		資格取得日		会計科目		非固定的給与			本・支店名		備考		
	生年月日	性別	組合員種別		部課署		合計			預金種目	口座番号			
1	6		21:新規取得		1234567890		300,000		510-0301 三重県津市河芸町西千	0001	LABネット銀行			
	共済 共子		令和●年4月1日		1020114									
2	昭和62年5月6日	女	10:一般組合員		1030200010		3					23456	888	987654
	7		22:内部転入											
3	河芸 太郎		令和●年4月1日		1020111							56789		
	平成6年4月5日	男	41:短期組合員		1040000000									
4	9		23:外部転入		9876543210		10,000			002	BBB支店			
	三重 花子		令和●年4月1日		1020111					1:普通	0888999			転入前共済名:○○県公立学校共済組合
5	昭和40年5月6日	女	10:一般組合員		1000100000		875,000							
	11								芸町中瀬2					
6	フェルナンデス キャサリン													
	平成5年6月25日	男												Fernandez Catherine (フェルナンデス キャサリン)
7														
8														

内部転入は、転入前の番号を入力

外部転入は、転入前の共済組合名を入力

資格取得時に金融機関の届出ができない場合  
→「給付金等受取口座報告書」で後日、報告  
(報告書は申告書作成ツールから出力されます)

外国籍の方などで、氏名が11文字を超える場合  
→備考欄にフルネームとカナ氏名を入力

- 複数人の新規取得者いる場合は、可能な限り番号順にし、まとめて提出
- 外字の使用×(共済HPの担当者ページ参照)
- 個人番号データは別途作成(P119参照)
- 基礎年金番号の報告は、ツールから出力される「基礎年金番号報告書」を使っても報告が可能
- 短期組合員の他共済からの転入は「新規取得」で報告

# 資格喪失 提出書類

## 【全組合員】

- KUMIAINデータ(TEXT又はCSVファイル)
- 資格喪失届書(兼退職届)(Excelファイル)

## 【該当組合員のみ】

- 組合員期間等証明書  
※短期組合員の場合は不要
- 資格確認書、高齢受給者証、限度額認定証

※お持ちの方のみ

- 履歴書

※共済組合から依頼があった場合のみ

組合員証(旧保険証)の  
返却は不要です

資格喪失届書(兼退職届) (手引き p. 50)

所属所	999 □□市
-----	------------

記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

三重県市町村職員共済組合理事長 様

令和●年4月1日

所属所長 職名 □□市長

氏名 △△ △△

課長	課長補佐	係長	係
----	------	----	---

年  
月  
日

**内部転出は、転出先の所属所を表示**

No.	組合員等番号	組合員氏名	生年月日	喪失事由	退職年月日	資格喪失日	喪失証明書希望	備考
1	444444	福祉 共男	H5.9.10	12:普通退職	R●.3.31	R●.4.1	要	
2	555555	資格 正子	S57.12.12	16:内部転出	R●.3.31	R●.4.1		内部転出先:●●市
3	666666	調定 次郎	H6.5.19	17:外部転出	R●.3.31	R●.4.1		外部転出先:国家公務員共済組合
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

**資格喪失証明書を希望する場合は、「要」を表示**

**外部転出は、転出先の共済組合名を表示**

- 複数の退職者がいる場合は、番号順にし、まとめて提出
- 短期組合員の他共済への転出は「普通退職」または「任期満了」で報告
- 退職後に任意継続組合員になる場合は、「任意継続組合員資格取得申出書」(p.87)を別途提出してください。

※「組合員期間等証明書」を必ず添付してください。(短期組合員を除く。)

※退職と同時に住所を変更する場合は、別途「氏名・住所・口座変更申出書」を提出してください。(任意継続組合員資格取得時に届け出る場合は不要です。)

# 種別変更

- 組合員種別が変更になる場合  
例) 一般組合員⇔特定消防組合員  
一般組合員⇔特別職  
組合員の年齢が70歳、75歳になったとき

提出書類

- KYUYOデータ(CSVファイル)
  - 組合員申告書(種別変更専用)
  - 組合員期間等証明書
- ※70歳となった場合のみ

} 紙で提出

# 適用区分変更

適用区分変更となる例

①一般組合員→短期組合員

②フルタイム会計年度任用職員の者が12か月経過→一般組合員

提出書類

組合員番号は変更しない

- KYUYOデータ(CSVファイル)
- 共済組合申告書(適用区分変更専用)
- 組合員期間等証明書(①に該当する場合)
- 年金加入期間等報告書および基礎年金番号確認書類(②に該当する場合)
- 常勤的非常勤職員に関する証明書(②の中の会計年度任用職員のみ)

紙で提出



## 提出書類のポイント（手引きp. 5-6）

---

- 取得時：
  - 「組合員申告書データ（CSV）」に加え、「個人番号データ」は別途作成して提出が必要です。
  - 短期組合員以外は、基礎年金番号の確認書類が必須です。
- 種別・適用区分変更：
  - 会計年度任用職員が12か月経過し「一般」になる際は、「常勤的非常勤職員に関する証明書」の添付が必要です。
  - 適用区分変更時は、必ず従前と同じ組合員番号を使用してください。

# 4 任意継続組合員

## 資格取得と掛金（手引きp. 7-9）

- 取得条件

---

退職前日まで1年以上組合員であり、退職から20日以内に申し出ること。

- 注意点

初回の掛金を期限までに払い込まない場合、資格取得自体が取り消されます。

- 掛金の算定

「退職時の標準報酬」または「組合員平均（令和8年度：340,000円）」のいずれか低い額を基準とします。

- 前納割引

6か月・12か月の前納には割引がありますが、初年度の4月分は割引対象外です。

課長	課長補佐	係長	係	処理日	マイナ保険証 有・無 口座振替依頼書 有( / )・未
----	------	----	---	-----	--------------------------------------

任意継続組合員資格取得申出書

太枠内の該当する項目を記入してください。

所属所名	組合員等記号	組合員等番号	氏名	年齢	退職年月日	退職時標準報酬月額
〇〇市	456	123	共済 太郎	62歳	令和●年3月31日	30万円

掛金の納付方法(いずれかにチェック)  
 振込 → 区分を選択してください。【  毎月  半年前納  1年前納  
 口座引落 → 百五銀行、毎月のみ、口座振替依頼書を提出してください。  
 あわせて給付金

・振込に係る手数料は振込人が御負担願います。  
 ・口座引落の場合、引落

**退職時点で認定されている被扶養者の継続認定を希望するときは、該当するものをチェック**

引き続き被扶養者を認定する場合は、  
 ※記入のない被扶養者については、  
 ※新たに被扶養者を認定する場合は、  
 扶養の申立(該当する項目にチェック)  
 下記の被扶養者については、退職後も引き続き、私が主たる生計維持者として扶養します。  
 下記被扶養者(年間収入が120万円(60歳以上又は公的年金のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する者の障害を有する者は180万円、障害を有しない19歳以上23歳未満の者は150万円)未満です。下記被扶養者が扶養の要件を外れた場合、速やかに取消の申出を行います。

被扶養者氏名	続柄	生年月日	被扶養コード	マイナ保険証	備考
共済 花子	妻	昭和●年5月6日		有・無	
共済 くみ	長女	平成●年12月10日		有・無	
共済 一郎	長男	平成●年9月●日		有・無	
共済 二	二男	平成●年7月7日		有・無	

上記のとおり任意継続組合員の資格取得を申し出ます。  
 三重県市町村職員共済組合理事長 様

令和●年3月30日  
 \*申出者 氏名 **共済 太郎** TEL 090 - 1234 - 5678

住所 〒 510 - 0393  
 津市河芸町浜田808

住民票上の住所と異なる場所への送付を希望する場合、記入してください。  
 送付先 〒 514 - 0803  
 津市万町津007

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。【所属所担当者記入欄】

令和●年3月31日  
 所属所長 職名 **〇〇市長**  
 氏名 **〇〇 〇〇**

【注:所属所担当者様へ】必ず、組合員資格喪失データで組合員の資格喪失の報告を行ってください。

(銀行用)

参考:手引きp.87-88

預金口座振替依頼書

令和 ●年 3月 31日

株式会社 百五銀行 御中

私は、任意継続掛金を口座振替の方法により支払いたいのので、次のとおり口座を指定し下記事項を確約のうえ依頼します。

太枠の部分にはっきりと記入してください。

委託者名	三重県市町村職員共済組合	委託者番号	0 0 0 9 1 0 3 6 1 8
整理番号		組合員等記号番号	4 5 6 - 7 8 9
氏名	フリガナ キョウサイ タロウ <b>共済 太郎</b>	お届印	
指定口座	百五銀行 河芸支店	科目	普通
	0 1 5 5	口座番号	9 9 9 9 9 9
		振替日	毎月 25 日 (休日の場合は翌営業日)

(注) お届印及び訂正印につきましては、銀行に属してある印を使用し、鮮明に押印してください。

**納付方法を口座引落にするときは添付してください。  
 ※複写の様式です。  
 ※用紙がない場合は、共済組合にご連絡ください。**

請求書に記載された  
 請求書に記載された日  
 たは、預金通帳およ  
 請求書を返却されて  
 さん。  
 迷惑をかけません。  
 以上

行数(0)	共済	氏名	
科目			
検印	処理	照合	受付

# 5 マイナ保険証と資格確認書

## 基本の仕組み（手引きp. 22）

- 資格情報通知書: マイナ保険証の有無に関わらず、取得者全員に交付されます。自身の資格情報を簡易に確認するためのものです。
- 資格確認書: マイナ保険証未登録者等に、組合が職権で発行します（従来の保険証の代わり）。
  - 有効期限: 原則として令和11年11月30日までとなります。

## 特殊なケースの対応（手引きp. 22-24、p. 61-66）

- 申請が必要な場合: マイナンバーカード紛失・更新中や、介助が必要な「要配慮者」等は申請により資格確認書を交付します。
- 低所得者の注意: マイナ保険証利用者でも、住民税非課税等の低所得者に該当する場合は「限度額適用認定証」の申請が必要です。
- 登録解除: マイナ保険証の利用登録解除を申請した場合、反映まで約2か月かかりますが、組合での処理完了後速やかに資格確認書を発行します。

## 事務担当者へのお願い

---

- 氏名・住所の正確性: 外字の使用や、住民票と異なる住所の報告はマイナ連携エラーの原因となります。正確なデータ入力をお願いします。
- 証の返却: 資格喪失時、旧保険証の返却は不要ですが、カード型の「資格確認書」や「高齢受給者証」等は返却が必要です。

